

平成22年7月8日
独立行政法人国立美術館

会計監査人候補者の選考について（募集公告）

独立行政法人国立美術館は、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は文部科学大臣が行いますが、選任にあたっては各独立行政法人が会計監査人の候補者を選考することが必要とされています。

これに伴い、当法人の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方（独立行政法人通則法第41条を準用する株式会社の監査に関する商法の特例に関する法律、第4条第2項（第2号を除く）に該当する者を除く）から企画書を募集いたします。

つきましては、別紙「企画書の記載事項」をご参照のうえ、企画書及び添付書類を作成し、下記よりご提出くださるようお願いいたします。

記

1. 企画書提出期限 平成22年 8月11日(水)16時まで必着。(持参も可とする。)
2. 提出先 以下に示す場所
3. 企画書の部数 10部
4. その他
 - (1) 企画書を作成するにあたっては、別に配付する法人概要を参考にしてください。ご不明な点については、以下の問合せ先までご連絡ください。
 - (2) 企画書の作成にあたって、応募者からの質疑とその回答のうち重要なものについては、公正を期するために他の応募者にも連絡いたします。
 - (3) 会計監査人候補者の選考に際しては、当法人職員により構成された会計監査人候補者選考委員によって、当法人策定の「会計監査人候補者選考基準」に基づき実施いたします。

【企画書の提出及び問合せ先】

〒102-8322

東京都千代田区北の丸公園3-1

独立行政法人国立美術館本部事務局財務担当（担当 岡）

電話：03-3214-2590

FAX：03-3214-2577

企画書の記載事項

1. 会計監査人業務

(1) 監査の実施体制

監査計画

監査チームの編成状況（実際に監査を行うチームの構成）

(2) 具体的な業務内容及び監査方法

監査体制

監査手法

(3) 実際に監査を行う要員（公認会計士等）の実務経験及び独立行政法人等の会計監査業務の実績の有無

(4) 当法人における監査の執務方法

(5) 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制

2. 独立行政法人及び国立大学法人等に関与した業務の実績等

(1) 独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、公的機関、民営化会社への業務実績

（業務実績について、実績法人名、具体的な提供サービスの内容（監査業務及び支援業務等を含む））

(2) 独立行政法人会計基準等に関する知見

独立行政法人会計制度への精通度（独立行政法人会計基準検討状況、取組み状況）

日本公認会計士協会又は公的機関が主催した独立行政法人会計制度もしくは国立大学法人会計制度に関連する専門部会等への関与実績（参加した部会等名、時期、参加者氏名等）

(3) ERP会計システムに関与した業務実績

（ERP会計システム、いわゆる財務会計システムに関与した監査実績とそのスキルについて。実績法人名、システム名、システムのメーカー等）

3. 監査報酬見積費用

(1) 執務予定日数（延べ人日数、予定日数・人員数の算出根拠と説明（監査計画と関連））

ただし、法人本部、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館において、期中監査各1回以上、期末監査各1回以上行うことを前提として、人日数を算出するものとする。

(2) 見積費用算定内訳（監査業務工程ごと、要員クラス別に人員数・単価を明示した内訳書。旅費等の監査に付随する費用の考え方。監査契約に含まれるその他サービスについて）

(3) 見積費用の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたとき、及び執行日数の増減変更があった場合の処理方法）

4. 監査法人等概要

(1) 名称、代表者氏名、所在地、出資金

(2) 平成21年度業務収入（営業収益）、直近5年間の収入総額

(3) 平成21年度経常利益（当期利益）

(4) 人員構成（社員数、公会計部門対応者人員）

(5) 関与会社数

(6) 過去3ヵ年における行政処分等の内容及び件数

(7) 日本公認会計士協会の実施した平成18年4月から直近までの審査において、監査上の重大な問題等の指摘の有無(有の場合は指摘内容)

5. その他特記事項

独立行政法人会計基準改訂への対応等

その他、特記すべき事項等を自由に記載

貴社の概要を記載したパンフレットを添付願います。

提出いただいた企画書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、公開する法人文書の対象となります。したがって、企画書の記載事項のなかで、貴法人等が守秘することを要望される事項については、予め指定していただくようお願いいたします。